

知っていますか？



自転車も車と同じ

ルールを守らなければ

検挙されます



愛媛県では **平成21年7月1日から** 携帯電話の使用も取締りの対象となりました

主な取締り対象違反

交通違反の種類		罰則
1	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
3	一時不停止	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
4	通行禁止	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
5	通行区分 歩道・路側帯通行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
	歩行者の通行妨害	2万円以下の罰金又は科料
	並進通行	2万円以下の罰金又は科料
6	しゃ断踏切立入	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
7	無灯火	5万円以下の罰金
8	二人乗り	2万円以下の罰金又は科料
9	携帯電話使用	5万円以下の罰金
10	制動装置不良自転車運転	5万円以下の罰金



交通ルールを守らない
悪質な自転車運転者に対して、交通
切符(赤切符)を適用します!!



罰金も前科になります!



主な違反形態

	違反の形態	罰 則
悪質運転	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転をしたもの ○敢えて赤信号無視や道路標識による一時停止をしなかったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○酒酔い運転（65条1項） ○赤色信号無視（7条） ○指定場所一時不停止（43条）
危険運転	<ul style="list-style-type: none"> ○違反行為により、交通の危険を生じさせたもの <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自動車への衝突 ・歩行者を驚愕(転倒)させた場合 ・自動車に急ブレーキをかけさせた場合 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通行禁止違反（8条1項） ○通行区分違反（17条1項、17条の2 2項、19条） ○しゃ断踏切立入（33条2項） ○無灯火（52条1項） ○乗車積載方法違反（二人乗り、57条2項）
警告無視	<ul style="list-style-type: none"> ○違反行為に対する警察官の指導警告に従わず、違反行為を継続、反復したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話使用等違反（71条6号） ○制動装置不良自転車運転（63条の9 1項）

